

## 函館市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職発0329第21号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。）および生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇児発0329第30号雇用均等・児童家庭局長および平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知）や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施することを目的とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業を適正に運営および実施することができる社会福祉法人、一般社団法人および一般財団法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

### (対象者)

第4条 対象者は、原則として函館市に居住地を有する児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、DV被害を受けた児童を有する母等であって、かつ、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても対象とするものとする。

### (策定員)

第5条 策定員の選定にあたっては、下記の要件を具備する者のうちから、総合的に勘案して選定することとする。

- (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OBや企業の人事担当部局経験者など就業に関する相談の知識・経験がある者
  - (2) 母子・父子福祉に関する理解と熱意を有し、母子家庭の母および父子家庭の父等の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者
- 1 策定員は、母子家庭等就業・自立支援センター（以下、「センター」という。）に置かれる職員とする。

### (事業の内容等)

第6条 事業の実施にあたっては、策定員による自立・就労に向けた対応を主務とし、下記の業務を行うものとする。その際、母子・父子自立支援員等と連携して行うことができるものとする。

## 1 面接の実施

児童扶養手当受給者に対し、あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業および生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、母子・父子自立支援員、センター等相談窓口へ来所した相談者等のうち自立・就労に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、相談者の意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施する。

なお、面接にあたっては策定員が置かれている場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談の実施を行うなどすること。

## 2 プログラムについて

### (1) プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施するため、相談後、自立に向けた課題を相談者と策定員が一緒になって整理・分析し、就労支援等のプログラムを策定し、相談者のニーズに応じたプログラムを作成することとする。

プログラムの様式については、下記の内容を明確に記載できるよう定めるここと。

また、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けないこと。

なお、別紙様式例を参考にすること。

ア 生活や子育て、健康、収入、就労の状況等、本人の現在の状況を理解するために必要な事項

イ 本人の自立・就労を阻害している要因、課題

ウ 自立・就労阻害要因を克服するための支援方策の内容

エ 自立目標

オ 支援方策実施後の経過、自立・就労の進捗状況、支援内容等に対する評価

カ 面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

### (2) プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就労に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定する。

さらに、策定にあたっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、母子家庭自立支援給付金および父子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練および生活保護受給者等就労自立促進事業等の就業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行うこととし、必要に応じて母子・父子自立支援員等の意見等も参考にすること。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施しても差し支えないこととする。

また、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告すること。

### (3) 目標達成後のアフターケアの実施

ひとり親が自立した状況を維持するためには、プログラムで設定した目標を達成した後についても、定期的な面談等により、就労状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供する必要がある。

このため、プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、さらなる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケアを実施すること。

#### (4) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うにあたっては、安定所との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業や母子家庭等就業・自立支援事業等を活用し、きめ細やかな自立・就業支援を行うこととする。

また、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）以下「就労支援事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

ア 就労支援事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い、就労支援事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉事務所総括コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、総括表および個人票A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1および別添4-2参照）を別に作成することとする。

なお、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就労支援事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添1参照。）の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者およびナビゲーターとともに、就労支援事業対象者に対し、安定所等において面接を実施する。

面接終了後、就労支援チームはケース会議を実施し、就労支援事業対象者に最も適した支援方針を決定することとする。

ウ 母子・父子自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決めるなどし、支援開始後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

エ 策定員は、安定所から提供された情報やアフターケアを行うなかで把握した課題等を分析し、ひとり親家庭が自立した状況を維持できるよう支援に努めること。

### 3 関係機関等との連絡調整

相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分行うこと。

なお、ハローワーク来訪者のうち、プログラム策定事業による支援が必要と思われる相談者についてはハローワークから策定員につなぐ等、労働部局との連携についても協力を依頼するなど体制づくりを行うこと。

### 4 状況の把握

策定員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、

就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、計画書に記録し、上司に報告するとともに、再度、本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

### 5 関係記録の管理・秘密の保持

策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持すること。

#### (関係機関との連携)

第7条 策定員はその職務を行うにあたって、安定所、能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体、N P O 法人等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めることとする。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

なお、この要綱の施行の際現にある用紙は、当面の間適宜修正のうえ使用することができます。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 母子・父子自立支援プログラム

ケースNO.	面接日時	年　月　日（　　）（　　：　　）		
	面接者名		申込形態	<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 紹介( ) <input type="checkbox"/> その他( )
氏　名			生年月日	年　月　日（満　歳）
現住所	〒			
住民登録地	〒			
本籍地	〒			
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 友人の紹介 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 家族・親族の紹介 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 当事者団体の紹介 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 警察・病院の紹介 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> 福祉関連機関・施設の紹介 (具体的に: ) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: )			
福祉サービスの 利　用　歴				
問題の進展・ 来所に至る 経緯	年月日	できごと		
前夫(前妻) との関係・ 養育費	<input type="checkbox"/> 連絡有り (定期・不定期) <input type="checkbox"/> 連絡無し 養育費の支払い <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し(理由: ) 養育費の支払い請求の経験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し(理由: )			
負債状況				
家計の状況				

## 別紙様式例 1

	相談者	面接者
生活歴・現在の生活状況		
子育て・保育の状況		
健康状態(家族等も含む)		
職歴・資格等	主な職歴(勤続経験が長いもの)	
	主な転職理由	
	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由	
	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由	
	本人が有する資格・免許等	
現在の職業	職種、仕事の内容	
	雇用形態・給与	
	勤務時間・処遇等	
	勤務年数	
	その他	
相談内容・今後望むこと		面接者の見解
主訴		

## 別紙様式例 1

相談内容・今後望むこと		面接者の見解
健康について		
生活・住居について		
子育て・保育について		
収入について		
養育について		
仕事について		
その他		
自立目標		
自立に対する阻害要因		支援方策

別紙様式例 1